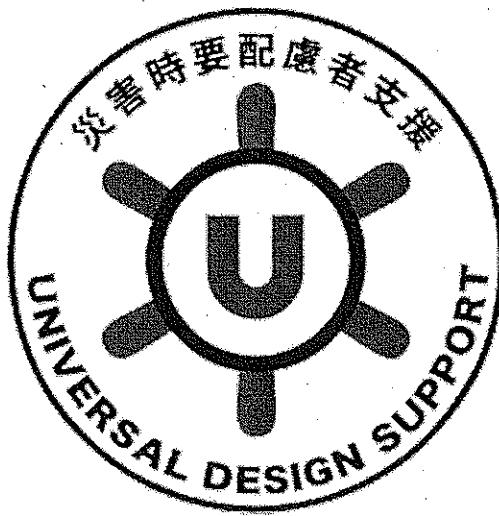


災害時要配慮者支援指針



平成26年3月

京都府

目 次

I はじめに

1 趣旨・目的	• • 1
2 言葉の定義	• • 2

II 災害に備えた取組

1 「市町村地域防災計画」及び「全体計画」の策定	• • 4
2 名簿の整備・平常時からの共有	• • 5
3 支援体制の整備	• • 9
4 個別計画の策定の推進	• • 12
5 福祉避難所の設置促進	• • 21
6 一般避難所をユニバーサルデザインにするための取組	• • 23
7 人材育成	• • 24
8 広域災害時の取組推進	• • 26

III 災害発生時の取組

1 支援体制の確保	• • 28
2 情報の提供	• • 28
3 安否確認	• • 29
4 避難支援	• • 30

IV 要配慮者への生活支援

1 要配慮者の避難生活に係るニーズ把握（調査）	• • 32
2 要配慮者を専門的な施設へ搬送	• • 33
3 応急仮設住宅等における対応など	• • 34

○ 参考資料

1 「災害対策基本法」（抜粋）	• • 36
2 「コミュニケーションボード」	• • 39
3 「わたしの避難計画」記載様式	• • 42

I はじめに

1 趣旨・目的

本指針は市町村における災害時の要配慮者支援を推進し、具体的な取組につなげるためのガイドラインで、市町村における日頃からの備えと災害発生時の対応のあり方に対する、府の基本的な考え方を取りまとめ、市町村の災害時要配慮者支援の迅速かつ的確な取組に資することを目的として作成した。

平成9年にとりまとめた「災害時における要配慮者支援のためのガイドライン」について、阪神淡路大震災、東日本大震災等大きな災害で得られた教訓を踏まえつつ、災害対策基本法の改正、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の内容を反映し、全面的に見直した内容となっている。

平成23年の東日本大震災において、高齢者等の災害時要配慮者の犠牲が大変多く、一部地域では災害関連死による死者が直接死を上回ったことからも、平常時からの要配慮者支援の推進の重要性とともに、「自助」「共助」の大切さが改めて認識された。

また、災害が起きれば、誰もが「けが人」＝「要配慮者」となる可能性があることからも、災害時の要配慮者も含めて出来る限り多くの人が安全に避難行動を取ることができ、避難生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に立脚した取組をまとめたものが本指針となっている。

平常時からの取組では、市町村において避難行動要支援者（災害時要配慮者）名簿を避難支援関係者と共有することや個別避難計画の策定の推進など、災害時要配慮者の「命を守ることにつながる情報を出来るだけ共有することや、避難所の整備及び災害時要配慮者を支える人材の育成について重点的に記載した。

市町村が今後、要配慮者支援を行っていくにあたり、本指針及び福祉避難コーナー設置ガイドライン、国の取組指針などを参考に、地域の実情にあわせて取組を進めていただきたい。

2 言葉の定義

(1) 災害時要配慮者

本指針において、「災害時要配慮者」とは、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的な支援が必要な者をいう。(以下、「要配慮者」という。)

具体的な対象者について国の明確な規定はないが、以下の様な状況や対象者が想定される。要配慮者の対象者の範囲や名称は、各市町村が判断し決めることになる。

【要配慮者の主な状況】

- ① 「自分の身の危険を察知できない」
- ② 「危険を知らせる情報を受け取ることができない」
- ③ 「身の危険を察知できても救助者に伝えられない」
- ④ 「危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない」
- ⑤ 「避難所生活で福祉的な支援が必要」

【具体的な要配慮者（例）】

- ① 支援が必要な高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）
- ② 視覚障害者 ③ 聴覚障害者 ④ 手や足に障害がある人 ⑤ 内部障害者
- ⑥ 知的障害者 ⑦ 精神障害者 ⑧ 発達障害者 ⑨ 難病者・希少難病者
- ⑩ 妊産婦・乳幼児 ⑪ 日本語の理解が充分でない外国人 ⑫ 支援が必要なけが人

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の支援関係者の人数も限られることから、要配慮者の対象者は在宅の対象者（一時的に入院、入所しているものを含む）を優先すること。

(2) 避難行動要支援者

平成25年に災害対策基本法が改正され、「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を「避難行動要支援者」と定義されている。

（避難行動要支援者 = 要配慮者のうち避難行動に福祉的な支援が必要な者）

平成26年4月から、各市町村において「避難行動要支援者名簿」(以下、「名簿」という。)の策定が義務付けられることとなり、具体的な対象者の範囲は、各市町村の「地域防災計画」によって定めることとなるほか、避難行動要支援者に対する細目的なことを含め全体的な考え方を整理した「全体計画」、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」についても定めることとなる。

本指針では、名簿や各計画の対象者である「避難行動要支援者」に加え、各市町村が從来から定めてきた、災害時に何らかの福祉的な支援が必要な「要配慮者」についても、

一連の避難行動だけでなく、避難所において適切な支援を行い、災害関連死を防止するためにも、行政が要配慮者の情報を事前に把握することが重要であると考えられることから、要配慮者も対象者として望ましい者として「避難行動要支援者（要配慮者）」と表記する。

（3） 避難支援等関係者

災害対策基本法において、「災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定義されている。

本指針においては、各市町村の地域防災計画に定められた避難支援等関係者と同定義として扱う。避難支援等関係者として定義されたものは、避難行動要支援者（要配慮者）名簿の共有について同意を得た者の情報を平常時から共有することとなる。

【具体的な避難支援等関係者（例）】

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員協議会
- ④ 消防団
- ⑤ 警察
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 地域包括支援センター
- など

II 災害に備えた取組（平常時から取り組む施策）

災害時における円滑かつ的確な要配慮者支援を実施するためには、平常時における対策が必要不可欠であり人的被害の規模を大きく左右する。このことからも、各市町村においては、平常時から以下の取組を着実に実施しておくことが重要である。

【 市町村が平常時から行う必要がある取組 】

- (1) 「市町村地域防災計画」及び「全体計画」の策定
- (2) 名簿の整備・平常時から避難支援等関係者との共有の推進
- (3) 支援体制の整備
- (4) 個別避難計画の策定の推進
- (5) 福祉避難所の設置促進
- (6) 一般避難所のユニバーサルデザイン化の推進
- (7) 人材の養成について
- (8) 広域災害時の取組推進

1 「市町村地域防災計画」及び「全体計画」の策定

各市町村では、避難行動要支援者（要配慮者）に係る全体的な考え方を整理し、「地域防災計画」に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として「全体計画」を定める必要がある。

以下に、「地域防災計画と全体計画に定める必須事項」及び「全体計画に定める事項（参考例）」を紹介しているので、これらを参考にして各市町村の実情に応じた実効性のある計画を定めること。

（1）市町村地域防災計画及び全体計画に定める必須事項

- ① 避難支援等関係者となる者
- ② 名簿に記載する者の範囲
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ⑥ 避難行動要支援者（要配慮者）が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 全体計画において定める事項（参考例）

- ① 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ② 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ③ 支援体制の確保（避難行動要支援者（要配慮者）一人ひとりに対して何人の避難支援等関係者を配置するか、避難支援等関係者との組み合わせなど）
- ④ 具体的な支援方法について避難行動要支援者（要配慮者）との組み合わせを行うにあたり調整等を行う者（以下、「コーディネーター」という。）
- ⑤ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ⑥ 発災時等に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ⑦ 避難行動要支援者（要配慮者）の避難場所
- ⑧ 避難場所までの避難路の整備
- ⑨ 避難場所での避難行動要支援者（要配慮者）の引き継ぎ方法と見守り体制
- ⑩ 避難場所からの避難先及び当該避難先への搬送方法

2 名簿の整備・平常時からの共有

災害対策基本法の改正により、市町村は「全ての避難行動要支援者（要配慮者）が登録された名簿」を作成し整備する義務が平成26年4月1日以降発生することになる。

「従来から市町村で作成されてきた要配慮者名簿」の作成方法が、手あげ方式で作成し全数を把握していない場合や、65歳以上の全ての高齢者を対象としてきた場合等については、避難支援が必要な対象者を把握し、新たに名簿を作成する必要がある。

なお、「従来から市町村で作成されてきた要配慮者名簿」が「避難行動要支援者名簿」に実質的に該当すると判断され、かつ以下に紹介する「名簿における必須事項」全てが掲載されている場合について、災害対策基本法第49条の10に基づくものとして、市町村の地域防災計画に位置づければ新たに名簿を作成する必要はない。

○【名簿における必須事項】(①～⑦※ 災害対策基本法第49条の10の2参照)

名簿に必要な事項は、必須事項の他、支援に必要と思われる項目を記載する。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居住 ⑤電話番号その他連絡先
- ②避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等に必要な事項

○【名簿（例）】※着色部分は必須事項

番号	氏名 生年月日	年齢	性別	住所	電話番号 FAX番号	避難先	同居者の有無	避難支援者の有無	利用中の医療福祉サービス	本人の状況	支援内容	留意点
1												
2												

(1) 名簿作成に係るポイント（災害対策基本法第49条関係 ※）

※ 参考資料P.36「災害対策基本法（抜粋）」を参照

- ① 避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者（要配慮者）の情報を内部で目的外利用することができる。
- ② 名簿作成のために必要があるときは、関係都道府県知事その他のものに対して情報提供を求めることができる。
- ③ 平常時には、本人の同意を得て、名簿情報を「消防」「警察」「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」「自主防災組織」などに提供できる。
- ④ 発災時又はその恐れがある時には同意が無くても名簿情報を提供できる。
- ⑤ 名簿情報の漏洩防止のための必要な措置を講じる。

(2) 名簿の作成及び取り扱いについて

名簿は市町村内部で把握している要配慮者情報をはじめ、府や関係機関等の情報を把握して、以下の手法を参考に作成し定期的に更新を行う。

① 市町村内部情報の集約

市町村各部署で保有する情報を基に名簿を作成する。

【市町村が有する要配慮者関係情報（具体例）】

担当部門	情報源	把握対象
住民登録担当	住民基本台帳	高齢者・乳幼児・外国人
福祉担当	身体障害者更生指導台帳 要介護認定台帳 療育手帳交付台帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者 要介護高齢者等 知的障害者 精神障害者
保健担当	妊娠届	妊娠婦

② 関係機関等からの情報の取得

市町村が把握している情報を基に形式的な要件だけで線引した場合、実態との間に齟齬が生じる場合があるため、名簿作成にあたって必要が認められるときには都道府県や民生児童委員協議会などが保有する要配慮者情報をについて情報提供を求める。

情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面をもって明確にすること。（災害対策基本法49条の10第4項参照）

※ 情報提供依頼（例）

- ・ 難病者に係る情報 ⇒ 府保健所
- ・ 民生委員・児童委員が保有する要配慮者情報（福祉票）⇒ 民生児童委員協議会

③ 名簿の更新

新たに転入してきた要配慮者の有無や死亡等を確認するため、住民の転居、転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、最新情報を共有する関係機関に提供を図る。また、民生児童委員協議会などの関係機関とも密に連携し情報の把握に努める。

④ 名簿の共有

災害対策基本法の改正により、災害時などの緊急時には名簿情報を関係機関と共有できるようになったが、避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認や避難支援などを迅速に漏れなく行うためには平常時からの関係機関との共有が極めて重要である。

平常時からの関係機関との共有には、避難行動要支援者（要配慮者）自身の同意を市町村がとる必要がある。そのため、郵送のほか、民生委員・児童委員など避難支援等関係者が避難行動要支援者（要配慮者）への訪問事業や見守り活動などを行う際に、市町村職員が同行するなど様々な機会を通じて、関係機関への共有について同意を得ることが望ましい。

同意については、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要。また、重度の認知症や障害等により、同意について判断ができない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで外部提供を行うことができる。

⑤ 個人情報の取扱

共有にあたって個人情報の重要性に鑑み、犯罪等に使用される恐れもあるため共有にあたっては情報管理の徹底が必要である。例えば、名簿の保管方法や、平常時から名簿を共有している避難支援等関係者に個人情報の守秘義務について十分説明を行い、定期的に名簿の取り扱い状況を報告する機会を設けるなど情報漏洩がないように取組を行う。

市町村の保有する個人情報の取扱については、市町村の個人情報保護条例によるとところとなっている。個人情報保護条例では、個人情報の目的外利用や第三者への提供は原則禁止されているが、「本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる」旨を、市町村が災害対策基本条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供には本人同意が必要とされないため、実情にあわせて検討を進める。

※ 参考（個別条例を制定している例）

【神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例】

○主なポイント

- ① 要援護者支援団体の規定 団体からの申請により情報提供
- ② 情報提供についての本人同意 不同意の意思表示がないときは同意と推定 不同意者の情報についても緊急時には提供
- ③ 守秘義務 団体と市との間の協定締結、名簿管理者の特定

【足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例】

○主なポイント

① 住民情報の提供

70歳以上の単身世帯（本人同意不要）、障害者（本人同意必要）の名簿を町内会・自治会や民生委員・児童委員、警察署等に提供

② 調査活動の実施

名簿に基づいて、「孤立のおそれがあるかどうか」について町内会・自治会や民生委員・児童委員が実態を調査

③ 寄り添い支援活動

調査の結果、孤立状態と判断された方に対して定期訪問による日常的寄り添い、社会参加を促すための情報提供、行政サービス利用のための支援などを実施

⑥ 情報共有を望まない者への対応

何らかの事情により情報共有を望まない者がいる場合、本人の意志は尊重する必要があるものの、一方で行政が当人の避難支援の必要性を把握していながら放置することは適切ではない。

そのため、個人情報保護条例の例外規定を適切に運用・解釈し（「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」参照）、どうしても、情報共有を望まないと言う者のうち、明らかに自力避難が困難で、家族等の避難支援等関係者もいない者については、名簿の作成とあわせて別に情報共有を望まない者の名簿を作成し、平常時は福祉部局等で保管、更新しておき、避難を要する状況になった場合に支援関係機関等に所在情報を提供して安否確認や避難支援を要請する等の対策を検討する。

避難支援等関係者には、情報共有を望まない人が当該地域に何人在住しているといった情報をあらかじめ提供し、それに対応できる体制を用意してもらうなどの対策を講じることが望ましい。

3 支援体制の整備

災害時に避難行動要支援者（要配慮者）へ適切に支援を行うためには、平常時から支援体制の整備を行っていく必要がある。ここでは、市町村や地域での支援体制の整備について紹介する。

（1）市町村の支援体制の整備

福祉部局を中心とした横断的な組織として「災害時要配慮者支援班（行政内部）」を設置し、市町村内部での支援体制を構築する。

「市町村における災害時要配慮者支援班（市町村内組織）」のイメージ

【位置づけ】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクトチームを設置
災害対策本部設置時には本部における班として位置づける

【業務】

- ①平常時：
 - 避難行動要支援者（要配慮者）情報の共有化（要配慮者の理解を得て同意を得る）
 - 個別避難計画策定の推進（個別避難計画については P.12 参照）
 - 避難行動要支援者（要配慮者）参加型の防災訓練の企画・実施・広報
 - 避難所等の整備推進
 - 避難支援等関係者の確保と、避難支援組織の設置支援 等

- ②災害時：
 - 避難準備情報等の伝達業務（聴覚・視覚障害者や外国人にも配慮）
 - 避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認・避難支援
 - 要配慮者の避難状況の把握
 - 福祉避難所の設置、一般避難所のユニバーサルデザイン化の推進
 - 一般避難所では対応できない要配慮者を福祉避難所や病院等専門機関に移送するための手配

（2）地域の支援体制の整備

災害発生時、行政の支援体制（公助）が整うまでには一定の時間をする上、人的体制も含めて対応能力等に限界がある。そのため、自らの命は自ら守る（自助）を基本とし、支援が必要なものに対しては地域で助け合う（共助）地域防災体制の構築が不可欠である。

特に避難行動要支援者（要配慮者）の迅速かつ安全な避難を図るため、「自主防災組織」「民生委員・児童委員」「自治会」等地域で活動する団体による「避難支援組織」の設置や避難支援等関係者の選任などにより、地域の避難支援体制を構築、整備する必要

がある。

設置は自主防災組織単位を基本に、地域で活動する様々な組織や団体の参画を得て、地域主体で避難行動要支援者（要配慮者）の避難を支援する体制を整備する。

自治会や自主防災組織が存在しない地域については、隣接する避難支援組織の対象エリアの拡大でカバーする他、民生委員・児童委員を中心に、マンションの管理組合等と協力して新たに組織を立ち上げることも検討する。

【避難支援等関係者（組織）の例】

「福祉・医療関係機関」

- 民生委員・児童委員
- 各種要配慮者団体
- 地域包括支援センター
- 老人クラブ
- 民生児童委員協力員
- 社会福祉協議会（福祉委員等）
- 身体障害者相談員等
- 福祉関係ボランティア団体
- 子ども会
- 福祉・看護関係事業者 など

「防災等関係機関」

- 自主防災組織
- 消防団 など

「その他」

- 学校
- 企業
- 災害時外国人サポーター など

【専門家の例】

- 医師、看護師、保健師
- 介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）
- 精神保健福祉士、社会福祉士
- 語学通訳者、手話通訳者 など

（3）要配慮者班（地域住民主体）の設置

災害時には避難所内部で衛生班、救護班など被災者のニーズに応じた班が作られることになるが、それらの班と同様に、市町村職員が地域の住民と一緒にになって、要配慮者への対応を行う「要配慮者班」（仮称）を組織し、要配慮者への対応をすることとされている。

※ 国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参照

要配慮者班のメンバーには市町村職員を中心に、避難支援等関係者の中から、専門の資格を有した人などを加えることが必要。要配慮者班の編成にあたり関係事業者や団体との協定を事前に結ぶことや、支援の要請先リストを整備することも重要となる。

【市町村職員ほか要配慮者班メンバー 参考例】

- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、教職員
 - 民生委員・児童委員
 - 福祉的な専門の資格を有する人（社会福祉士・介護福祉士 ほか）
 - 障害者団体などの支援団体
- など

（4）情報伝達体制の整備

災害時には避難行動要支援者（要配慮者）に対して、多様な伝達手段の確保が必要となる。そのため、視覚障害者や聴覚障害者、外国人など情報の取得に困難がある者に対してはそれぞれの特性を考慮した上、音声や視覚、わかりやすい日本語などでの情報提供方法を考えていく。

情報伝達に専門的な技術を有する、盲ろう通訳、介助員、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するため、社会福祉協議会等の関係団体が実施する養成事業を周知し人材育成を図るとともに、協力者名簿を作成し、ネットワーク化を図る。

日本語の理解が十分でない外国人に対しては、国際化協会やNPO、外国語大学など関係団体と連携し、メール等により遠隔地からサポートを受けることができる「多言語支援センター」の設置を検討する。

なお、聴覚や言語に障害がある者や外国人に対しては「コミュニケーション支援ボード」※の活用も効果的であるため作成を検討されたい。

※【コミュニケーション支援ボード】

（参考資料P. 39 「コミュニケーション支援ボード」参照）

「食べる」「飲む」「どこが痛い」「手当」「トイレ」「移動する」などの絵記号や文字などが表記されたボード。言葉で自分の気持ちを表したり、相手の言葉の理解が難しい人たちが、思っていることを指し示すことで相手とやりとりを行う道具。

「具体的な事例」横浜市

◎ 横浜市では、障害者が地域で安心した生活を送れる社会の実現をめざし、平成17年度に市内の障害に関する機関・団体と協働して「セイフティーネットプロジェクト横浜」を立ち上げ、様々な活動を展開。

その具体的な取り組みとして、知的障害児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールとなる「コミュニケーション支援ボード」を作成。

障害者が災害時に避難場所等で過ごす際、周囲の方々とやりとりするための絵記号を掲載した「災害用コミュニケーション支援ボード」と、周囲の皆さんにお願いしたいポイントを掲載した「チラシ」を作成。地域防災拠点等へ配布

4 個別避難計画の策定の推進

災害時の避難行動時に避難行動要支援者（要配慮者）へ適切に支援を行い、命を守るためにには、避難ルート、家族の支援の有無など一人ひとりの支援における留意点をまとめた「個別避難計画」の作成が急務となっている。

また、避難行動だけに限定した計画では、避難所で福祉的な支援が必要な要配慮者に対して適切な支援を行うことが困難であり、災害関連死も招く危険性があることからも、避難所での留意点などもまとめ、個別避難計画を策定しておくことが望ましい。

作成には、市町村が名簿の情報を基にして、本人やその家族を交えて、災害発生時の緊急連絡方法から避難誘導、避難所での支援方法など、その一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を下記の記載項目を参考にして作成する。

（1）個別避難計画に記載する内容（参考）

- ① 基本的な情報（氏名、年齢、住所、連絡先、家族構成など）
- ② 避難行動要支援者（要配慮者）の状況（障害名や身体状況、服用している薬名、必要な支援内容等）
- ③ 緊急時の連絡先や情報伝達方法
- ④ かかりつけの医療機関や、利用している福祉サービスなど
- ⑤ 避難避難支援等関係者名（主となる避難支援等関係者と補助者を決めておく）
- ⑥ 避難支援方法（避難手段、避難生活における具体的な支援内容）
- ⑦ 避難先（医療機関や福祉避難所などの搬送先も含めて記載）
- ⑧ 自宅から避難所までの地図
- ⑨ その他留意点 など

（2）個別避難計画の作成方法

個別避難計画の策定には本人の協力が不可欠なことからも、まずは全ての避難行動要支援者（要配慮者）に対して、「わたしの避難計画」（参考資料参照）の作成を広く呼びかけ、個々に作成をお願いすることも、個別避難計画の作成を推進する上で大変効果的。

その上で、避難行動要支援者（要配慮者）には個別避難計画の趣旨を説明し「わたしの避難計画」を基にして避難支援等関係者も交え「個別避難計画」の作成を行い、必要に応じて避難支援等関係者と情報を共有し適切に管理保管を行う。あわせて、情報を最新のものとするために、関係機関等に照会するなど定期的に更新を行う仕組みを作り進めることが必要となる。

また、明らかに一般避難所では対応できない者については、個別避難計画にあらかじめ、搬送先の福祉避難所等を定めておくことも有効である。P.13から紹介する作成方法や取組事例を参考にしながら、個別避難計画の作成を進める。

【 作成方法 】

① 基本的な取組

各市町村は個別避難計画の策定に向けて、民生委員・児童委員や自主防災組織などの避難支援等関係者と密に連携し見守り活動等を活用して、各対象者に個別避難計画の趣旨や重要性などを十分説明した上で個別避難計画の作成を進める。

作成された個別避難計画は個人情報が多く含まれているため、個人情報保護に十分に注意を払い取り扱う。また、避難支援等関係者に情報の提供に同意した者の情報についても避難支援等関係者と情報共有し適切に保管する。保管方法等についても定期的に確認を行う。

更新は本人の申し出による変更申請によるものと、市町村が定期的に登録者の状況を確認し定期更新により行う。個別避難計画の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに最新のものとする。

② 作成の更なる推進に向けて

1) モデル地区の指定 (③取組事例の「⑥事例 6 高知県高知市」を参照)

個別避難計画の策定が十分に進まない場合は、個別避難計画の作成・登録におけるモデル地区を指定し、モデル地区の個別避難計画の作成・登録完了後に人員体制や地図情報の必要性、新規情報管理システムの必要性等を検証し、改善策等必要な措置を講じたうえで、全域の対象者の登録を開始することも効果的。

2) 「わたしの避難計画」の作成の推進

※(参考資料P.42「わたしの避難計画」記載様式参照)

災害時にはメガネをなくし視覚に支障がでたり、怪我をして歩けなくなるなど誰もが「要配慮者」になる可能性がある。

そのため、「個別避難計画」の作成手法の一つとして、本指針の参考資料に掲載する「わたしの避難計画」を要配慮者以外にも広く作成を呼びかけたうえで、民生委員・児童委員等と連携しながら避難行動要支援者（要配慮者）へ戸別訪問を行い十分趣旨を説明し、「わたしの避難計画」を「個別避難計画」に置き換え、その情報を市町村及び避難支援等関係者と平常時から共有を図れるよう促すことも効果的。

なお、要配慮者のうち、本人や家族との話し合いの結果、家族等の支援が得られるなど避難方法や生活支援の手段が確保できる方や、何らかの理由で避難支援組織の支援を断る方等、個別避難計画の作成を拒否する場合については、作成した「わたしの避難計画」の情報を支援関係者や行政等にもできるだけ提供するよう働きかける。避難支援等関係者は、これらの方々に対しても可能な限り重要情報の伝達や安否確認を行うものとする。

③ 取組事例

個別避難計画を進めるにあたり、個別避難計画を推進している市町村の事例を掲載した。これらの先進事例を参考にし、各市町村の実情に応じて進めること。

◎事例 1 宮津市

1) 取組の概要

平成16年10月の「台風23号」の教訓を踏まえ、災害時要配慮者支援体制として「宮津市災害時たすけあいネットワーク」を構築し、関係機関・団体等と地域、市民が連携して、災害時における要配慮者への情報伝達、避難誘導、安否確認等の実践活動を行うため、平成17年12月に制度を創設し登録を行っている。

2) 作成方法

関係機関である自治会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携したうえで、民生委員・児童委員の戸別訪問を中心に要配慮者宅へ訪問、回収を行う。(市は消防署、民生委員・児童委員と全情報を、消防団、自治会、社協とは一部情報を平常時から共有している。)

3) 対象者

- ・ 高齢者(ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者、介護保険要介護3以上の居宅介護のもの)
- ・ 障害者(身体障害者 体幹:上下肢1級~3級、視覚聴覚1・2級 知的障害 療育A判定 精神障害者 1・2級)
- ・ その他 単独で避難行動ができない者

4) 更新方法

- ・ 本人の申し出や、市の定期更新に合わせて随時更新を行う。
- ・ 民生委員・児童委員の福祉票世帯状況報告(10月)に合わせて一斉更新を行う。

5) 避難支援者の選任

- ・ 基本的に要配慮者本人自ら、近しい地域住民や民生委員・児童委員などに対して避難協力者になってもらうように依頼し了解を得てもらう。
- ・ 避難協力者の選任が困難な場合、自治会で対応する
⇒ 約7割の要配慮者が協力者を依頼

◎事例 2 京丹後市

1) 取組の概要

京丹後市において平成21年に策定された「京丹後市要援護者支援プラン」(全体計画)に基づき、自治区・民生児童委員協議会の協力により、「避難行動要支援者台帳」を整備し、避難支援者、関係団体・関係機関等への

情報共有を開始。1年に1回更新を行う。

2) 作成方法

京丹後市が作成した要援護者リストを基に、自治区及び民生児童委員協議会と連携し、避難支援が必要な対象者を整理。整理された名簿を基に、対象者へ避難行動要支援者登録台帳への登録希望調査を実施。登録希望者の台帳が地域で作成され、希望されない方には引き続き事業について説明し理解を求める。

3) 対象者

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・高齢者世帯で介護保険要介護3以上の者
- ・介護保険要介護4以上の者
- ・身体障害者手帳1級・2級の者
- ・療育手帳A1・A2の者
- ・その他必要と認めた者

4) 更新方法

1年に1回、京丹後市から区長と民生児童委員に、基準日における避難行動要支援者登録者一覧表を渡し、その一覧を基に台帳の内容に変更がないか、登録の辞退がないかを確認。また、民生児童委員に要援護者リストを渡し、新規登録者を発掘。更新された台帳は区長が取りまとめ市に提出。市は整理後に情報共有している関係団体等の台帳を更新。

5) 避難支援者の選任

原則は本人が希望する隣近所の者にお願いすることになるが、選任が困難な場合、自治区（自主防災組織）等で対応する

◎事例3 八幡市

1) 取組の概要

八幡市では、平成23年3月に策定した『八幡市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）』に基づき、自治会の協力のもと平成23年11月に市内全戸に制度案内のリーフレットを配布し、支援を必要とする要援護者の登録申請を募った。

申請により災害時要援護者台帳（個別支援計画）を作成・整備し、避難支援者の選任、自治会と情報の共有を開始する。情報の共有にあたっては、要援護者台帳等のデータの適正管理をおこなうため、要援護者の同意のもと、市と自治会が『災害時要援護者台帳等の取り扱いに関する協定書』を締結している。

平成24年11月からは、自治会未組織地域の要援護者への支援及び情報共有を民生児童委員協議会に依頼。情報の共有にあたっては、民生児童委員協議会とも『災害時要援護者台帳等の取り扱いに関する協定書』を締結した。

要援護者登録者台帳のデータ更新については、原則1年1回の更新を行っている。

2) 作成方法

要援護者からの申請に基づき、市と自治会との連携により要援護者台帳・個別支援計画を整備するため、避難支援に必要となる身体情報及び医療情報等の確認や福祉避難所等の避難先を決定して完成する。完成した台帳及び個別支援計画は、要援護者から得ている情報提供の同意のもと、自治会及び民生児童委員協議会に情報提供を行っている。

3) 対象者

登録の対象者は、災害に関する情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の第三者の支援が必要であると思われる人。

なお、施設や病院に入所、入院されている人は対象外。

①障害者等で日常的に支援を必要とする人

- ・ 身体障害者手帳の1級または2級を持っている在宅の人
- ・ 療育手帳のAを持っている在宅の人

②上記以外の日常的に支援を必要とする人

- ・ 介護認定で要介護3以上の認定を受けている在宅の人
- ・ 満75歳以上の高齢者で、一人で住んでいる人
- ・ 満75歳以上の高齢者だけで住んでいる世帯

③その他必要と認める人

- ・ 前記に掲げる人のほか、災害時に自力での避難が難しく支援が必要と認められ、かつ、本人が地域の支援を希望する人

4) 更新方法

定期更新を住基データ等により7月頃に実施。

ただし、本人等からの申し出による変更については、随時更新を行う。

5) 避難支援者の選任

避難支援者の選任は、原則、要援護者自らが2名以上を確保することとなっている。要援護者が避難支援者を選任できない場合は、自治会の協力により避難支援者の確保を市から依頼する。

◎事例 4 京丹波町

1) 取組の概要

「京丹波町地域防災計画」の要援護者対策計画に関する事項を具体化したものとして、平成21年度から、「京丹波町災害時要援護者避難支援プラン」（全体計画）に基づき、「災害時要援護者台帳」を整備し、登録希望者について「個別計画」を策定している。

災害等発生時には民生児童委員協議会、警察署、中部広域消防組合、消防団、社会福祉協議会、区、自治会等の関係機関と連携して、要援護者の避難

支援や情報伝達、安否確認等に当たるべく体制を整えている。

(町保健福祉課、総務課消防防災担当、民生児童委員協議会においては平常時から情報を共有している。)

2) 作成方法

町が作成した要援護者リストを基に対象者に対して一斉に郵送により「災害時要援護者名簿登録申請書」及び「個別支援のためのアンケート」を送付し、登録希望調査を実施。登録希望者については「個別支援のためのアンケート」の記入も併せて依頼し、それに基づき「個別計画」を策定する。

3) 対象者

- ・ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯（65歳以上）
- ・介護保険の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1級・2級の者
- ・精神保健福祉手帳1級・2級の者
- ・療育手帳Aの者
- ・その他必要と認める者

4) 更新方法

- ・毎年10月1日を基準とし、新規対象者に対し登録希望調査を行う。
- ・3年に1度、一斉更新を行う。
- ・必要に応じ、隨時更新を行う。

5) 避難協力者の選任

本人が希望する近隣の者を指名する。

◎事例5 精華町

1) 取組の概要等

精華町では平成19年から、災害時要配慮者登録制度を開始し、名簿のみならず、個別避難計画に必要な情報も併せて登録することとして進めている。

登録制度では、「手あげ方式」と「手作り方式」で台帳を作成し、「手あげ方式」は、災害時などに助けを希望される方が自ら町に申請を行い、台帳に登録する。「手作り方式」では、民生児童委員が福祉票に基づき戸別訪問、同意を得て台帳作成作業（同意確認作業）をしている。台帳は、民生児童委員の福祉票の更新時期にあわせた、毎年10月1日を基準とし更新している。

2) 対象者

- ・乳幼児(0~3歳)
- ・妊婦
- ・高齢者等(ひとり暮らし・高齢者のみの世帯・要介護認定者3~5)
- ・障害者(身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神保健福祉手帳)
- ・母子、父子世帯の児童
- ・上記に準じる状態にある難病患者その他の者

3) ポイント

平常時からの関係機関等との情報共有に同意した者の情報については、市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等が提供に同意した要配慮者に関する情報を共有し、協力を得られた自治会とも共有を図っている。また、民生委員には未登録の対象者に対して戸別訪問を依頼し登録を進めている。

併せて、要配慮者台帳、位置図のICT化にも着手し、従来から把握している情報を一元化して把握したうえで、平常時、発災時ともに活用できるよう、携帯電話やスマートフォン等で情報を得られるように整備を進めている。

◎事例6 高知県高知市（モデル地区の指定）

1) 取組の概要

平成18年度、高知市浦戸地区、種崎地区において、「災害時要援護者支援事業活動モデル事業活動」を開始。地区内の要配慮者の実情把握のため、聞き取り調査などの他、「個別の支援計画及び要援護者台帳の作成」を実施。

※ モデル地区選定条件

- ・ 自主防災組織が結成されている
- ・ 地域の防災に関するルール（津波緊急避難場所や避難所、避難経路など）について、ある程度目途がついている。
- ・ 災害時要配慮者支援について災害時対応の課題として地域で認識されており、方法や体制等について検討することとしている。

2) 作成方法

地区内アンケートを行い、支援が必要な者と支援可能な者の把握を行う。そのうえで、支援が必要な者に戸別訪問を実施。戸別訪問は、自主防災組織や民生委員・児童委員等が2人1組で実施し、基本情報の他、かかりつけ医や利用している福祉サービス等支援に必要な情報を聴取、併せて平常時からの情報の共有範囲についても同意を得て、個別避難計画を作成。

3) ポイント

個別避難計画には、本人に必要な支援内容の他、避難ルートや避難所での生活支援などを記載し、個別避難計画は、本人、自主防災組織会長、民生委員・児童委員、各組長、本人の対象者に了承を得られた者（向こう三軒両隣、近隣の友人等）で共有。

アンケート調査時、最も必要な支援は「避難時の声掛け」であった。アンケートで支援が可能と答えた方を支援者として確保した。

そのうえで、作成した個別避難計画の内容等の検証のため、個別避難計画を作成した要援護者を加え、避難訓練を実施。避難時間を測定するなどし、課題の抽出や整理を行い個別計画の策定に向けて取組を進めている。

◎事例7 北海道厚岸町（登録の支援状況により階層化（トリアージ））

1) 取組の概要

北海道厚岸町において平成23年から、災害時に何らかの支援が必要な者について事前に必要な情報を登録し、災害時及び救急搬送時の支援に活用する「災害時等要援護者登録事業」を開始。対象者は高齢者及び障害者のみ世帯。

2) 作成方法

社会福祉協議会から自治会へ、地域の要援護者へ登録事業への呼びかけを依頼のうえ、自治会が戸別訪問し現在約450人の登録を行っている。（町民約10,400人）関係機関への情報の共有に同意した者について、消防、社会福祉協議会、自治会、町立病院、民生委員・児童委員に平常時から共有している。（情報提供内容は登録者の一覧名簿）

更新は1年に1回行い、個票を持ち、自治会が戸別訪問し修正を行っている状況。

3) ポイント

登録の支援状況により階層化（トリアージ）を実施

- ・A：災害時2人以上の支援が必要
- ・B：災害時1人の支援が必要
- ・C：災害時声掛け等の支援が必要
- ・D：自力で避難可能
- ・E：家族や支援者がいることにより支援不要

④ 名簿情報を共有している避難行動要支援者（要配慮者）に向けて

平常時から避難支援等関係者と名簿の提供をしている避難行動要支援者（要配慮者）に対して、避難支援組織と本人、家族を含めて支援内容や情報伝達方法、避難支援者選定などを検討し、個人情報など開示して良い内容について本人の意向を十分に勘案したうえで、個別避難計画を作成する。作成後は、市町村及び避難支援等関係者とで情報を集約し、適切に管理、保管する。個別避難計画の策定には、「わたしの避難計画」の情報を最大限利用することも推進の上では重要となってくる。

※ 1) 避難支援者の選任

個別避難計画策定時に避難支援が必要と判断された避難行動要支援者（要配慮者）については、本人や家族の意見を聞きながら、対象者一人ひとりに避難支援者を選任し、個別避難計画に記載するよう努める。

避難支援者の選定にあたっては、主たる避難支援者を選任し、必要に応じて補助者を専任する。また、避難支援者の被災や不在時に備えて、主たる避難支援者の代わりになる者を定める等のバックアップ体制を用意しておく。

【避難支援者の選任方法】

- ・ 避難行動要支援者（要配慮者）本人の希望で選任する。
- ・ 特に希望がない、あるいは相手方の協力が得られない場合、避難支援組織で協議して選任する。
- ・ 一人一人の避難行動要支援者（要配慮者）に名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

※ 2) 避難支援者の責任

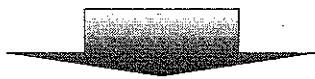
避難支援はあくまでも地域における助け合い、共助の活動であることから避難支援者本人又は支援者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、必ず支援しなければならないという責任や義務が課せられるものではない。

避難支援中に避難支援者が事故にあった場合に備え、ボランティア保険に加入するなどの対応を検討する。（一般的なボランティア保険では災害時の適用はない場合が多いので注意すること）

⑤ 避難支援関係者への情報提供に不同意の避難行動要支援者（要配慮者）に向けて

市町村職員が中心となり、避難行動要支援者（要配慮者）宅を戸別訪問し本人や家族に十分にその趣旨を説明し納得してもらったうえで、個別避難計画を作成する。「わたしの避難計画」作成に向けた依頼時に行うのも効果的。

その際、避難支援等関係者も同行し、名簿や個別避難計画など平常時からの共有を依頼するとともに、名簿や個別避難計画の共有を推進する。



個別避難計画を推進するうえでのポイント

○ 関係機関の連携・協力が不可欠

- ・ 民生児童委員協議会・自主防災組織、自治会、障害者団体など、要配慮者と関係のある機関の連携が不可欠
- ・ 継続した活動ができる体制づくりが重要

○ 日頃からの関係作り

- ・ 日頃の付き合い・活動がいざというときに役に立つ
- ・ 要配慮者が防災訓練に積極的に参加できる環境づくりを通じて、地域の防災上の課題を知ってもらう。

○ 庁内の連携体制

- ・ 要配慮者支援には様々な部署の関わりが不可欠

○ 「わたしの避難計画」を活用し「個別避難計画」につなげる

5 福祉避難所の設置促進

福祉避難所は、一般的に要配慮者に適した生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活が送れる避難所をいう。開設期間は最大限7日間となっており、各小学校校区に最低限1箇所の設置が国によって求められている。

※ 福祉避難所の推進背景

阪神淡路大震災での死者のうち、災害だけでなく介助が行き届かない避難所での生活において死亡する「災害関連死」が1割に上った教訓から、「災害弱者対策」が1995年10月の災害対策基本法見直しの際に課題として盛り込まれ、その課題の一つとして「福祉避難所」の設置の推進が求められるようになった。

(1) 「福祉避難所」として指定される施設

- ① 施設自体の安全性が確保されていること
 - ・耐震、耐火、鉄筋構造の建築物、土砂災害危険箇所区域外
 - ・浸水履歴、浸水予測等を踏まえ、浸水した場合でも避難生活が可能
- ② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
- ③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること
- ④ 地域における身近な施設であること

などの要件を満たす、「指定避難所（小・中学校等）」「老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設ほか）」、「障害者支援施設」、「保健センター」、「特別支援学校」、宿泊施設（公共、民間） 等

※1 一人あたりの面積については自治体により異なり概ね2~4m²

※2 特別養護老人ホーム等の入居型施設については、災害時に福祉避難所として利用した場合に、入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認する。

(2) 福祉避難所で必要とされる整備

- ① 備蓄等（例）
 - 1) 食料・飲料水
(嚥下障害のある人のためのレトルト食品アレルギー対策にも配慮)
 - 2) その他の備蓄物
 - ・バリアフリーの仮設トイレ
 - ・紙おむつなどの衛生用品
 - ・自家発電機等
 - ・マッチ・使い捨てライターなどの燃料
 - ・介護用品（車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、紙おむつ、ストーマ用装具など）
 - ・毛布

・タオル ・下着 ・衣類 ・電池 ・医療品、薬剤 ・ベッド ・担架 等

② 人材の整備

概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員（要配慮者に対して、生活支援・心のケア、相談等を行う上で、専門的な知識を有する者）の配置

【参考】

◎災害救助法の対象となる福祉避難所の費用

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等にあたる介助員
(可能であれば手話通訳者の配置も検討する)
- ・要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
- ・紙おむつ、ストーマ装具など要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用

◎介護保険制度等による対応

- ・社会福祉施設への緊急入所、ショートステイ等による対応
- ・避難所や避難先の旅館、ホテル等でのホームヘルプ

（3） 福祉避難所の設置に向けて

福祉避難所の設置に向けて、「社会福祉施設や病院との事前協定」や「民間協力事業者への協力の呼びかけ（宿泊施設、福祉作業所等）」、「福祉避難所として利用可能な施設のリストアップ」等の取組が必要となってくる。同時に、受入可能人数や受入条件（要介護3以上や高齢者に特化など）、備蓄器材等を明確にしておく。

なお、福祉避難所として指定した場合には、当該施設が福祉避難所であることを示す表示を掲げるとともに、ハザードマップや避難所支援マップ、ホームページ等に掲載するなどの方法により、その所在や避難経路等を周知する。

（4） 福祉避難所の開設について

福祉避難所の設置に係る判断は市町村がすることとなる。したがって、災害発生時、福祉避難所の開設をスムーズに行うことができるよう、福祉避難所の開設基準について、各市町村の実情に応じて、「誰が」「いつ」「どのような状況で」開設を判断するかなど、「内規」をきちんと定め、開設基準を明確にすること。

開設期間については、災害の規模等も含めて考慮し、7日以上の開設についても市町村で判断することとなる。また、災害時には一般避難者も殺到する可能性もあるため、福祉避難所の趣旨を周知、啓発することが必要。

また、福祉避難所の開設訓練についても、地域の要配慮者を交えて行い、開設時の課題などを把握し、いざというときに福祉避難所が適切に開設されるよう平常時からの取組を行うこと。

6 一般避難所をユニバーサルデザインにするための取組

福祉避難所をはじめ、社会福祉施設や医療機関などの専門施設の数には限りがあり、すべての要配慮者が利用することは難しいとともに、緊急時には避難による混乱や、職員の不足などで十分に機能しないことも考えられる。

そこで、一般避難所の整備や支援が十分でない中でも、少しの気遣いや創意工夫で要配慮者のニーズに対応できるように、一般避難所をユニバーサルデザインにし、すべての人にとって使いやすい避難所の整備に向けて推進する必要がある。一般避難所のユニバーサルデザインにするための取組を以下に紹介する。（具体的な取り組み内容は、別途「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を参照のこと）

（1） 避難所の環境整備

- ① 避難所の障壁（バリア）をなくす（スロープなどで段差の解消など）
- ② トイレを工夫する（和式トイレができるだけ洋式トイレに）
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した避難所のレイアウトを事前に作成する
 - ◎ レイアウトのポイント
 - ・ 車いすも通れる通路幅を確保する。
 - ・ 視覚障害者は自分の位置が把握しやすい壁際に居住場所を設置するなど要配慮者の居住場所に工夫する。
 - ・ 福祉避難コーナーを設置する。（ベッドコーナー、静養室など）
- ④ 共通のサインを有効活用する。（福祉避難コーナーなどひと目で分かるサイン）

（2） 要配慮者に対応した備蓄品

- ① 食料品
 - ・飲み込むことに障害のある高齢者などへのやわらかいレトルト食品
 - ・乳児のための粉ミルク

⇒ 食料はアレルギーがある人や、宗教上食べられない人が避難する可能性があるため、何が混入しているか把握する。（小麦粉や卵、乳製品、肉の種類など）
- ② 寝具類
 - ・簡易ベッド
 - ・マットレス
- ③ トイレに関すること
 - ・洋式の仮設トイレ
 - ・車いす利用者が使えるポータブルトイレ
 - ・オストメイトが利用可能なポータブルトイレ
 - ・水を使わないトイレ用凝固剤
 - ・ゴミ袋
 - ・衛生用品（紙おむつ（大人用・子ども用）など）
 - ・浣腸（避難所では水分不足になることが多く便秘が多発する傾向がある）
- ④ そのほか

- ・発電機（燃料がいることに注意！）・補装具（車いす、杖、はくじょう白杖）
- ・間仕切り用資材・カーペット・ラジオ・ダンボール・新聞紙・ビニール袋
- ・ナイロンやアルミホイル・冷却シートや使い捨てカイロ
- ・要配慮者にも対応した設備（トイレや福祉避難コーナーなど）が一目でわかるように、共通のサイン（シンボルマーク）を活用する。
- ・医療機関・福祉関連施設リスト

7. 人材育成について

災害時に要配慮者を適切に支援するための体制や設備等を整備したうえで、重要なのが人材の育成である。各市町村で組織される避難所における要配慮者班においても、要配慮者のニーズに対応できる人材を配置しないと十分に対応できないおそれがある。そこで、各市町村で要配慮者のニーズに対応できる「福祉避難センター」や「福祉避難サポートリーダー」の養成が各市町村で必要となってくる。そのため、養成研修の実施を予定している市町村は、府に相談のうえ実施を検討すること。

（1）「福祉避難センター」について

① 「福祉避難センター」とは

福祉的（要配慮者への対応方法）な知識だけでなく、避難所運営や関係団体との連携知識なども兼ね備え、市町村が設置・運営する一般避難所において要配慮者が快適に避難生活を送れるよう支援できる者。

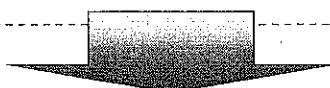
② 「福祉避難センター」の役割

- ・避難所開設の際に、要配慮者班と連携し、ユニバーサルデザインの視点から避難所開設を支援する。
- ・「被災の影響」と「避難所での日常生活の困難さ」から福祉関連施設や医療機関などへ移送が必要な人を行政などと連携して検討する。
- ・福祉関連施設や医療機関などへ移送の際、必要に応じて市町村職員と連携
- ・災害ボランティアに対して福祉的な視点からアドバイスを行う。
- ・要配慮者班と連携し、避難所において要配慮者の相談、支援を実施
(福祉避難コーナーの要配慮者相談窓口での支援)

③「サポーターの候補となる人」

「地域住民」が対象となり、特に以下のような者が候補として挙げられる。

- 福祉的な専門の資格を有する人
 - ・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員
 - ・ケアマネージャー・福祉住環境コーディネーターなど
- 社会福祉協議会などの関係機関、社会福祉施設の職員、ヘルパー
- 特別支援学校などの教員 ○看護師 ○介護職員
- 民生委員・児童委員 ○障害者団体や関係団体 ○自治体OB
- 柔道整復師 ○学生（大学生など）○アクティビティニア（ボランティア）などの現職をはじめ、OBも候補として検討する。



「サポーター候補を対象に研修会を実施」

各市町村でサポーターの育成研修を実施する。研修会では、「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を活用のうえ、以下のような研修を検討する。

＜研修テーマ例＞

- ・ 移動が困難な人や、判断能力が低下している人へのサポート方法
- ・ 避難所運営のための基礎知識（ユニバーサルデザインを前提に）
- ・ 災害時における関係団体（警察、自衛隊など）との連携方法
- ・ 医療器具使用の基礎知識（人工呼吸器やAEDなど）
- ・ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）への理解の取組 など

（2） 福祉避難サポートリーダーの育成

① 「福祉避難サポートリーダー」について

重度の要配慮者に対して、福祉的な視点から支援方法等を確認し、個々の要配慮者の心身の状況、優先度、ニーズに応じ福祉避難所や医療機関などの専門機関へ移送を判断したり、避難所での「要配慮者班」のリーダー的存在として、福祉避難サポーターに対し適切に支援を行う人材

② 候補者

- 市町村職員
- 教職員
- 自主防災組織のリーダー
- 社会福祉協議会職員
- 社会福祉関係職員（ケアマネージャーなど）

③ 研修内容（例）

- 発災時における避難所の現状・課題の理解
- 行政やボランティア等との連携方法の基礎
- 避難所の運営方法（基礎的な知識）
- 医療的な支援・福祉的な支援が必要な方々への支援方法

福祉避難サポートリーダー研修に加え京都府災害ボランティアセンターが実施する下記の研修とも連携を検討する。

- ・ 府民に対する「自助・互助・共助」や防災の基礎を学ぶ「地域防災人」
- ・ 地域リーダーに対する行政、ボランティアとの連携を学ぶ「地域災害ボランティアリエゾン」

④ 福祉避難サポートリーダーの役割

【 平常時 】

- 1) 地域でサポーターやサポートリーダーの養成に参画し、地域の養成の取組の中核として活躍
- 2) 地域で防災の取組に参画し、要配慮者を防災の枠組みに含めるよう支援

【 災害時 】

- 1) 要配慮者班と連携しユニバーサルデザインの視点から避難所開設を支援
- 2) 避難所で活動する災害ボランティアに福祉的な見地でアドバイスし連携
- 3) 要配慮者班と連携し、避難所に置いて要配慮者の相談、支援を実施
- 4) 避難所では対応が難しく専門施設に移送が必要な人を検討し判断する
⇒ 移送の判断（福祉的なトリアージ）は行政職員が担う

8 広域災害時の取組推進

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整を行うため、平成25年3月に設立した「京都府災害時要配慮者避難支援センター」または「関西広域連合」にて対応する。

(参考)「京都府災害時要配慮者避難支援センター」概要(平成26年3月現在)

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整。

(※ 平成25年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に係る以下の検討課題について協議を行う。)

2 設立 平成25年3月28日

3 組織

(1) 構成団体・構成員

- | | | |
|------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 医療関係 | <input type="radio"/> 一般社団法人京都府医師会 | <input type="radio"/> 一般社団法人京都私立病院協会 |
| | <input type="radio"/> 一般社団法人京都精神科病院協会 | <input type="radio"/> 京都府病院協会 |
| | <input type="radio"/> 公益社団法人京都府看護協会 | <input type="radio"/> 京都透析医会 |

- | | | |
|------|---|---|
| 福祉関係 | <input type="radio"/> 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 | <input type="radio"/> 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 |
| | <input type="radio"/> 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 | <input type="radio"/> 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 |
| | <input type="radio"/> 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 | <input type="radio"/> 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 |
| | <input type="radio"/> 京都府ホームヘルパー連絡協議会 | <input type="radio"/> 社団法人京都府介護支援専門員会 |
| | <input type="radio"/> 社団法人京都府介護支援専門員会 | <input type="radio"/> 京都府障害厚生施設協議会 |
| | <input type="radio"/> 京都府知的障害者福祉施設協議会 | |

- | | | | | | |
|------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 行政関係 | <input type="radio"/> 京都府 | <input type="radio"/> 京都市 | <input type="radio"/> 福知山市 | <input type="radio"/> 舞鶴市 | <input type="radio"/> 綾部市 |
| | <input type="radio"/> 宮津市 | <input type="radio"/> 南丹市 | <input type="radio"/> 京丹波町 | <input type="radio"/> 伊根町 | |

(2) センター長 京都府健康福祉部長

III 災害発生時の取組

1 支援体制の確保

災害発生時には、市町村には災害対策本部が設置されるが、その中の一つの班として、「災害時要配慮者支援班」を設置する。この班は、災害時要配慮者支援の司令塔として要配慮者の情報の集約、基本的な指示や情報提供、府や災害ボランティアセンターといった関係機関や外部とも必要に応じて対応等を行う。

【発災時の災害時要配慮者支援班（市町村内組織）の業務（例）】

- 要配慮者の安否及び避難の状況、健康状態の一元的な把握
 - 要配慮者のニーズの把握
 - 要配慮者への対応の検討及び対策の実施
 - 外部からの支援の必要性の判断
 - 外部からの応援部隊のコーディネート
 - 要配慮者への保健・福祉サービス等の提供にかかる調整
 - 要配慮者からの相談の対応
- など

2 情報の提供

要配慮者に対して迅速で確実に、避難に關係する重要情報を提供する。原則、情報が要配慮者本人に伝わっているかを個別に確認する。また、可能であれば手話通訳者等の専門家の派遣を手配する。

【要配慮者へ情報提供する際の配慮事項（例）】

- 視覚障害者
 - ・わかりやすい口調で伝える
 - ・音声による情報提供は複数回行う。
 - ・拡大文字による情報提供を行う
- 聴覚障害者
 - ・基本的にメモで素早く情報を伝え、コミュニケーション支援ボードを活用する
 - ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した視覚による情報提供方法を活用
- 知的障害者・精神障害者
 - ・本人を尊重しながら伝えたいことをゆっくりと聞き、わかりやすい言葉で対応
 - ・コミュニケーション支援ボードを活用する。
- 外国人
 - ・やさしい日本語やコミュニケーション支援ボード、ボディランゲージを活用

3 安否確認

災害が発生した場合、直後から避難行動要支援者（要配慮者）名簿に基づき、地域の避難者支援組織、福祉サービス事業者や支援団体等を通じて要配慮者の安否確認を行い、災害時要配慮者班において集約する。

なお、要配慮者名簿を避難支援等関係者と共有していない者については、すみやかに避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

(1) 地域による安否確認

災害が発生した場合、すぐに公的機関の支援は来ないため、避難支援等関係者が自分やその家族の安全を確保したうえで、避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認を行い、避難支援を行う。

(2) 関係機関等による安否確認

管内の社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者等の状況を把握する。また、障害者団体、家族会、患者会など要配慮者関係団体からも情報収集を図る。

外国人については、支援団体及び NGO 等の関係団体からも被害状況を把握するとともに、外国人学校等の建物の被害状況を確認し状況把握に努める。

4 避難支援

(1) 避難支援の手順

消防及び警察等による支援体制が整うまでは一定の時間をしてことから、避難行動要支援者（要配慮者）の避難支援は、地域住民の協力により対応することが求められる。したがって、以下の手順を参考にして避難支援を進める必要がある。

- ① 避難支援者やその家族の安全の確保を行う
- ② 避難支援等関係者に行政から要配慮者の救助及び避難支援を依頼
- ③ 被災状況によっては、自主防災組織等が機能しないことも考えられるため、連絡がつかないなど状況が把握できない時には、消防などの関係機関に協力を要請し、行政側から積極的に情報収集を行って、避難行動要支援者（要配慮者）名簿に基づき、可能な限り迅速に安否確認、救助、避難支援を行う。

【救助・避難支援時の配慮事項（例）】

対象者	配慮事項
配慮が必要な高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	基本的には、少し前に立ち、肩などを持ってもらい誘導する。方向については時計の針の方向で示し、段差などについては逐一状況を報告しながら安全に避難誘導する。
聴覚障害者	基本的に筆談で状況を説明し、避難場所等へ誘導する。（手話が可能であれば手話を活用）
四肢に障害がある者	自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者 難病者 等	常時利用している医療器材や医薬品の他、医療機関への連絡先等避難生活で必要になるものを携行するよう助言する。また、自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。特に、人工呼吸器など生命維持に関わる医療機器を常時使用している場合には、電力の確保を図るとともに、医療者（医師・看護師等）の助言・指示のもと避難支援を行う。
知的障害者 精神障害者	災害の状況や避難場所等の位置をわかりやすく説明するとともに、自力で避難することが難しい場合には適切に誘導する。動搖している場合は状況に応じて、落ち着いて冷静になれるよう支援する。
児童	災害の状況や避難場所等の位置を説明するとともに、自力で避難することが難しい場合には適切に誘導する。
乳幼児	保護者に災害の状況や避難場所等の位置を説明するとともに、複数の乳幼児がいる場合などは必要に応じて避難支援を行う。
妊娠婦	妊娠の時期や体調などにより状況が大きく異なるため、本人に支援方法を確認する。妊娠後期は腹部が大きくなることから、足元の確認やちょっとした動きが困難になることから、介助することが望ましい。
外国人	地図やメモ、やさしい日本語で説明する。「この道は行けないことはない。」などわかりにくい言葉ではなく、「この道は通れる」などとにかくわかりやすく説明し、避難誘導を行う。
けが人	自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

【避難場所の考え方】

基本的には個別避難計画に定めた避難先に避難を支援をするが、災害の種類や現地の状況によってこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って、必要に応じて柔軟に対応する。

(2) 避難支援等関係者と名簿を共有していない者への対応

避難支援等関係者への名簿提供に同意せず、名簿を共有していない避難行動要支援者（要配慮者）についても、災害の発生により、安否確認や救助・避難支援を要する状況となった場合には、本人の同意なしに避難支援等関係者に名簿を提供し、可能な限り早期の安否確認、救助、避難支援を行う。

(3) 避難支援者の安全確保

避難支援に際しては、避難支援者本人又は支援者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援者は、地域の実情に応じ可能な範囲で避難支援を行う。

【避難支援等関係者の避難支援時の留意点】

- 自分自身と家族の安全確保が大前提とされていること
- 可能な範囲で無理のない範囲で支援を行うこと
- 避難支援においては、避難行動要支援者（要配慮者）本人の自助努力が大切であり、そのうえで支援をしていくことが望ましいこと
- 住民の主体的な活動により地域の防災力を高めることが大切であり、避難支援等関係者はそれらの取組みを支援していくことが望ましいこと

IV 要配慮者への生活支援

災害が起きてから市町村は避難所を開設し、福祉避難コーナーなどの設置や、福祉避難サポートーや福祉避難サポートリーダーを配置するなど、ユニバーサルデザインにするための取組を進める事となる。（ユニバーサルデザインに関する取組や生活支援及び各要配慮者への対応方法は、「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を参照すること）

1 要配慮者の避難生活に係るニーズ把握（調査）

災害発生後、基本的に全ての避難者は一般避難所に避難することとなるが、被災者の中には指定外の施設に行ったり、自宅にとどまる者もいる。

時間の経過から、地域ケアサービスなどの支援が十分に受けられない要配慮者は、心身の状況が悪化する場合がある。また、被災して怪我した人や、被災当初は健常であっても避難生活等により要援護の状態に移行してしまう被災者も多いことから、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師・看護師・助産師等を中心に避難所の巡回健康相談をはじめとして、全戸の家庭訪問を行い、被災者の健康状態や福祉ニーズを調査し必要な生活上の支援を行うことが求められる。

（1）避難所におけるニーズの把握

避難所に避難してきた被災者に対し、一人ひとりに聞きとり調査を行い、健康状態や生活上配慮が必要な事項について確認する。確認された情報をもとに避難所での適切な支援を行うとともに、必要時、関係機関と連携を図る。

（2）訪問等でのニーズの把握

あらかじめ作成している名簿をもとに、全戸訪問を行い、聞きとり調査を実施、健康状態や生活上配慮が必要な事項について確認する。確認された情報をもとに適切な支援を行う他、自宅での安全な避難生活が確保されにくい場合には、避難所等への避難を促す。

（3）その他

上記（1）（2）で状況を把握した要配慮者と、あらかじめ作成している名簿と照らし合わせ、避難状況の情報整理を図るとともに、把握できていない要配慮者については、状況把握に努める。

聞きとり調査及び支援については、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターや居宅介護事業所等と連携し実施。

【主な調査内容】

○心身の健康状態 ○日常生活で困ること ○希望する医療・福祉サービス 等

2 要配慮者を専門的な施設へ移送

(1) 要配慮者を専門的な施設へ移送する際の判断

全被災者の調査結果を踏まえて「助かる命」を救うという視点にたち、個々の要配慮者の心身の状況、優先度、ニーズに応じ福祉避難所や医療機関などの専門機関へ移送を判断することが必要になる。

「移送の判断」は、各市町村で養成された保健師などの行政職員からなる「福祉避難サポートリーダー」(25P 参照)などが中心となって行うこととなる。

(2) 福祉避難所への移送

福祉避難コーナーを設置した避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、直ちに福祉避難所の開設を指示し、移送することとなる。

あらかじめ、指定した福祉避難所が量的に不足する場合は、災害救助法による避難所として設置するため、府（国）と協議の上、地域内の社会福祉施設や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置する。

要配慮者の安心に配慮し、その家族や介護者についても避難状況を勘案のうえ、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

(3) 医療機関や社会福祉施設への移送

医療的な配慮がより必要な要配慮者（定期的な人工透析や特別な医薬品を必要とする者、人工呼吸療法や在宅酸素療法を常時受けている者等）がいる場合、また、福祉避難所（一般的宿泊施設などもあるため）では対応が困難と判断される要配慮者については、関係機関等との連携のもと、必要に応じて、医療機関への移送や特別養護老人ホーム、障害者入所施設等への緊急入所、ショートステイを利用するなどを検討する。

なお、治療や医薬品、治療機器が必要で、被災地での対応が困難な患者については、被災地外の避難及び医療機関等への移送が必要となってくる場合がある。その場合は、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」または「関西広域連合」において、要配慮者の受入施設の要請、確保及び受入を調整することとなる。

3 福祉サービスの利用促進

一般避難所においてもホームヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービスのほか、生活介護などの障害福祉サービスの利用、補装具や日常生活用具の給付が可能であることから、避難者に対して積極的な利用を呼び掛ける。

また、介護保険サービスの利用は、避難所だけでなく避難先の親戚・知人宅や旅館・ホテルからでも利用可能である。あわせて、被災により新たに介護認定が必要となった人に対し市町村において迅速に認定作業を行う。

なお、市町村域を越えて避難してきた要配慮者に対しても厚生労働省の方針を確認のうえ、適切に対応する。

4 応急仮設住宅等における対応など

(1) 応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅は一般的な住まいであるとはいえ、被災者の復興に向けた日常生活の拠点であり、大規模災害時には入居期間が数年にわたることもあることから、バリアフリー化など応急仮設住宅自体やその周辺道路の快適性の向上や孤立を避けるためにも「ふれあいセンター」などの交流・集合場所の設置など要配慮者の居住環境に配慮した整備に努める必要がある。

このため、入居者の身体状況にあわせた手すりの設置等適切な支援を提供するため、理学療法士、作業療法士等による訪問支援を検討する。

また、みなし仮設住宅として利活用できる空き家などの情報収集に努めるなど、被災者のスムーズな入居、生活支援等を検討する。

(2) 応急仮設住宅への入居等

入居者の選定に当たっては、要配慮者の状況を加味した上で全体から不公平なく選定するように配慮すべきではあるが、単独での生活が困難なことが多い場合があることからも、家族での入居やグループでの入居など被災前の人間関係を維持できるよう配慮することが必要となる。

また、応急仮設住宅の入居者名簿等を作成し、氏名、性別、年齢のほか支援の必要性や外部からの問い合わせに対する情報の開示・非開示の別などについて把握するよう努める。

(3) 福祉仮設住宅の設置

府、市町村は被災前の居住地に比較的近い地域において、福祉サービスなどの生活支援を受けながら生活することができ、介護等を利用しやすい構造及び設備を有する要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置するように努める。

(4) 継続的なケアの実施

① 見守り活動の実施

応急仮設住宅の居住者等による声掛けや手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないように配慮する。

みなし仮設住宅入居者については、支援者に要配慮者の所在が分からぬなど、支援が十分にいきわたらぬ可能性があるため、医療・福祉サービスが使えるように、応急仮設住宅と連動した支援が可能になるような工夫が必要である。

② 緊急通報装置等の整備

応急仮設住宅に移った一人暮らし高齢者等には、緊急通報装置等を整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努める。

參 考 資 料

「災害対策基本法」(抜粋)

本ガイドラインに関する災害対策基本法の規定は以下のとおりである。

(なお、同法の施行期日は公布の日（平成 25 年 6 月 21 日）であるが、避難行動要支援者名簿に関する同法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までについては、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされている。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第

百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条（略）

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

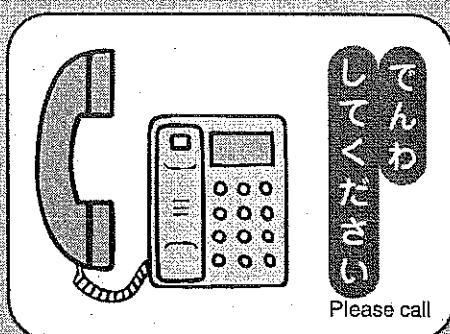
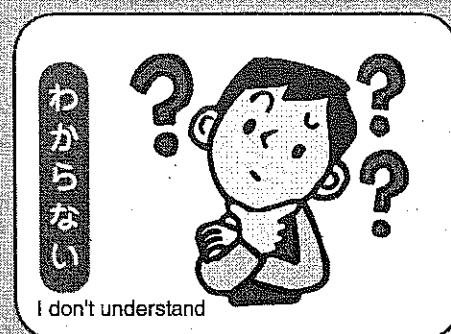
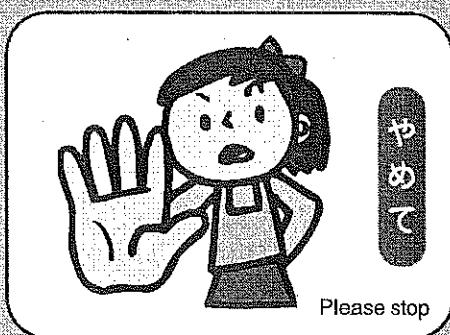
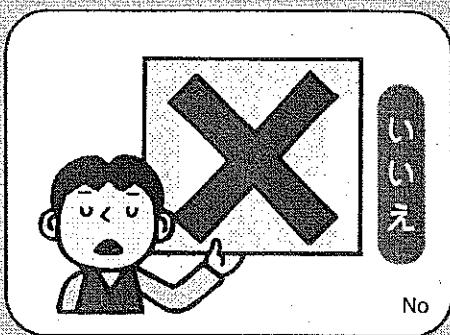
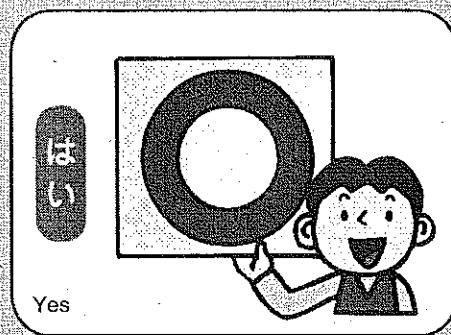
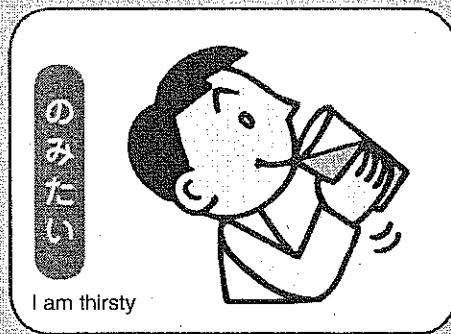
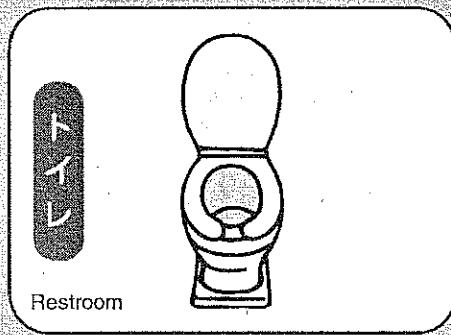
第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される

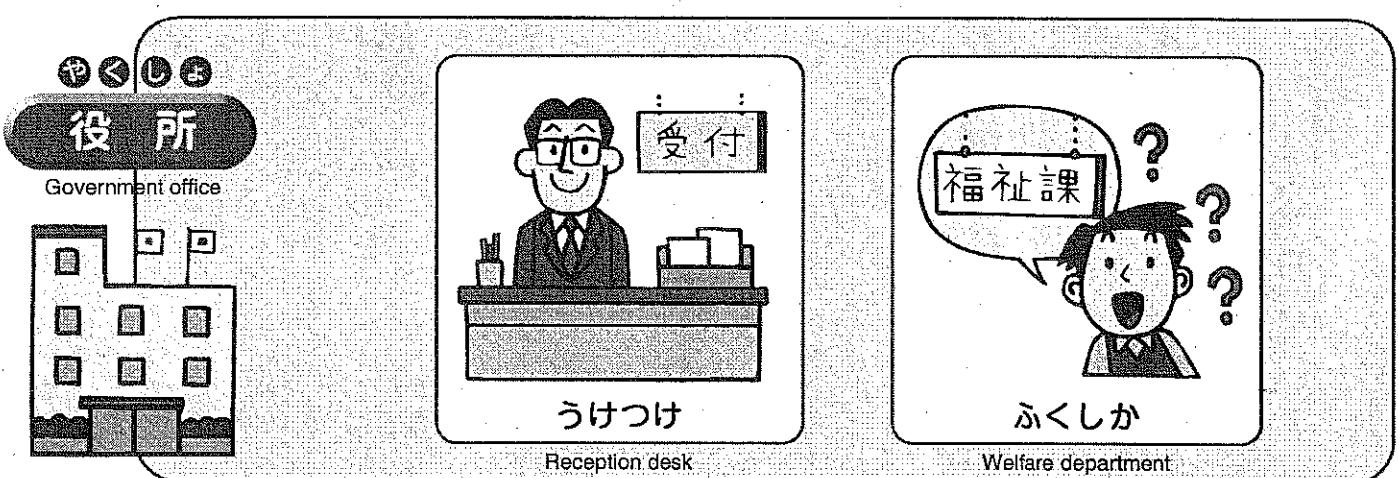
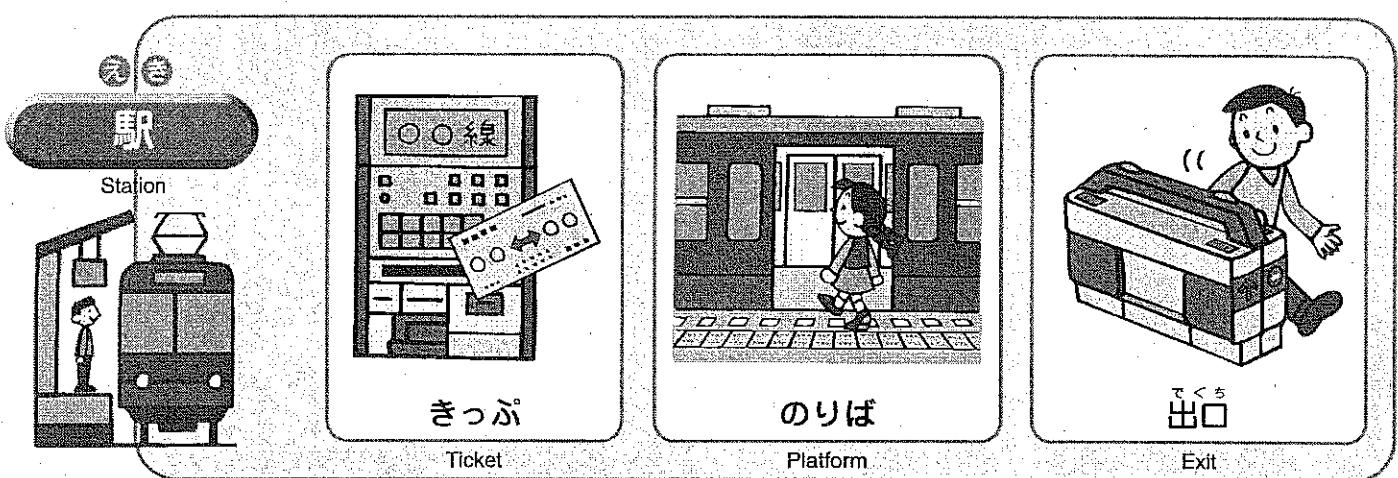
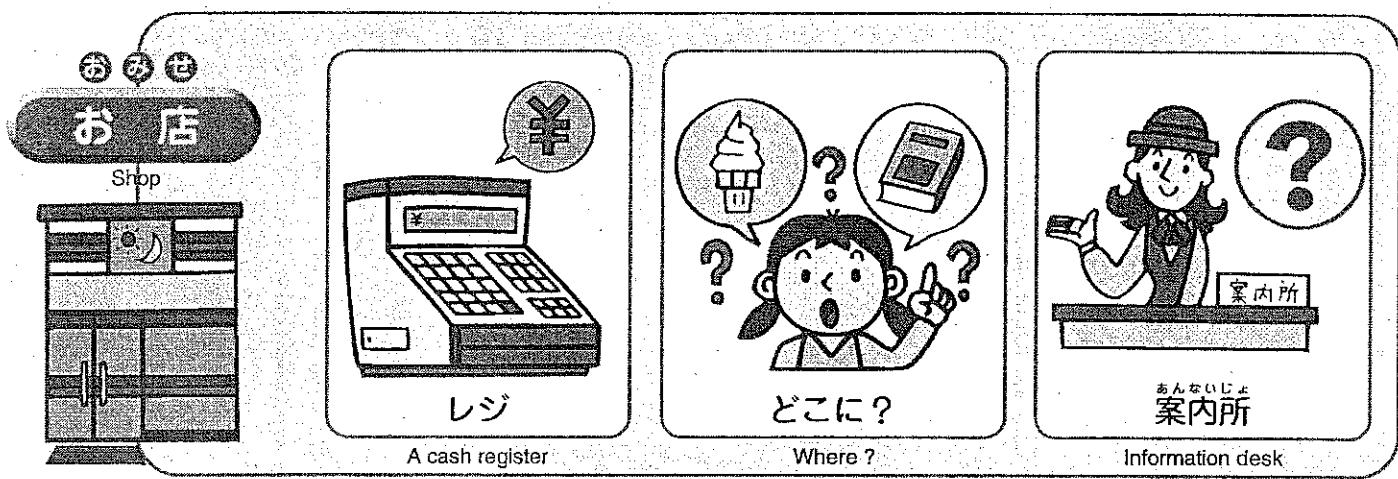
災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

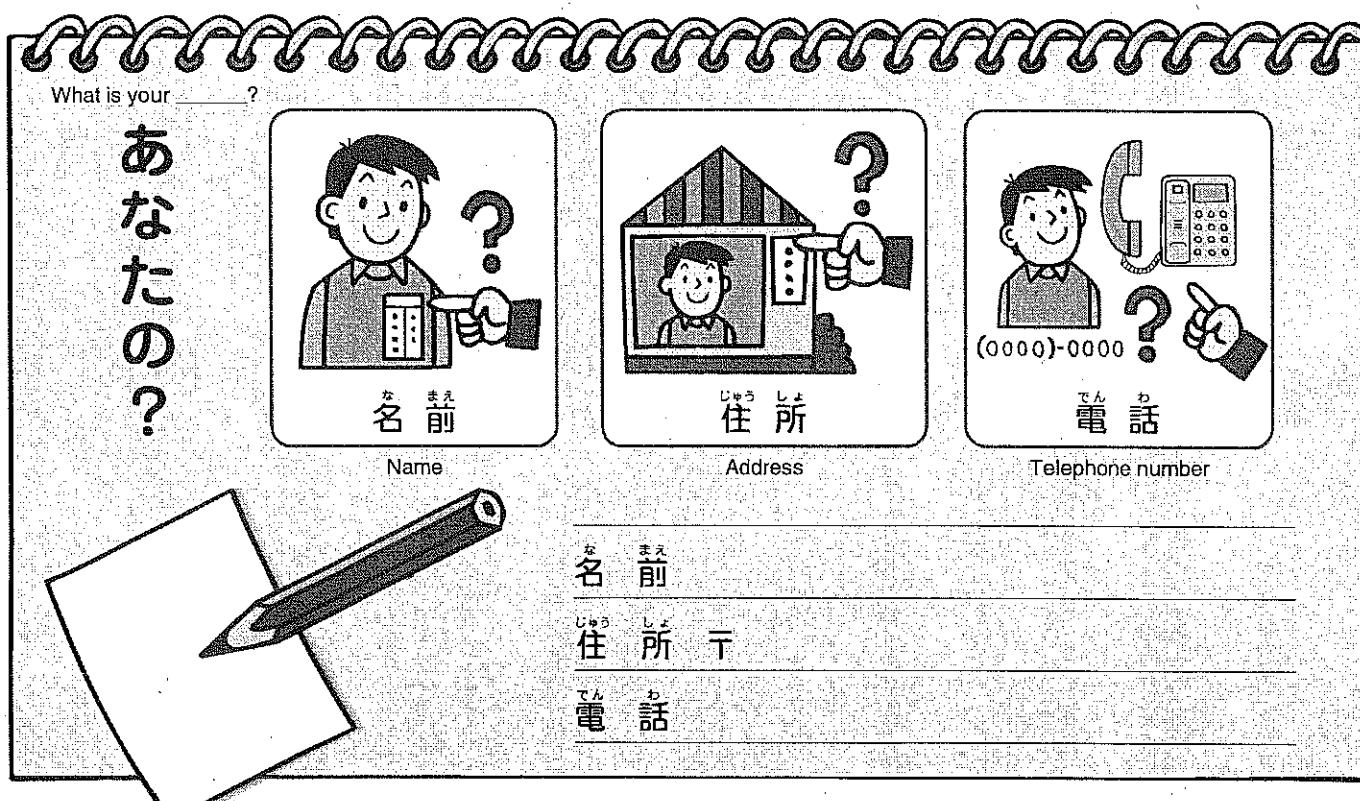
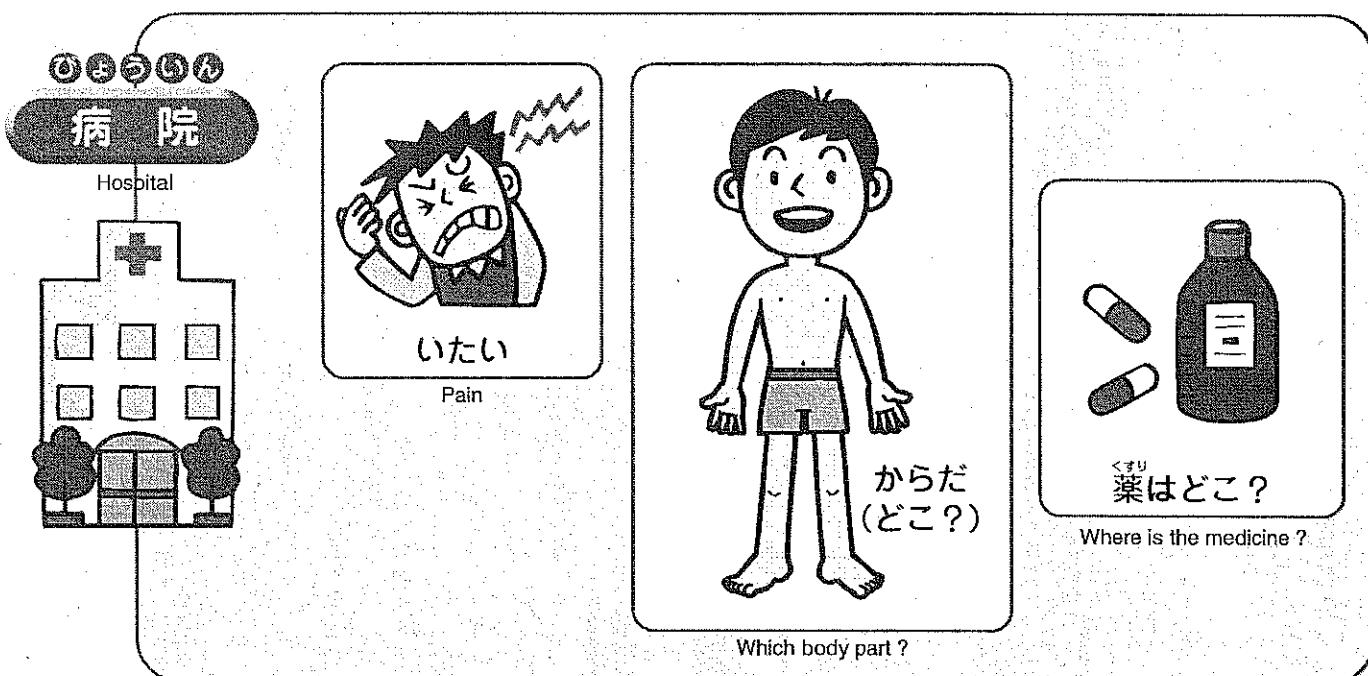
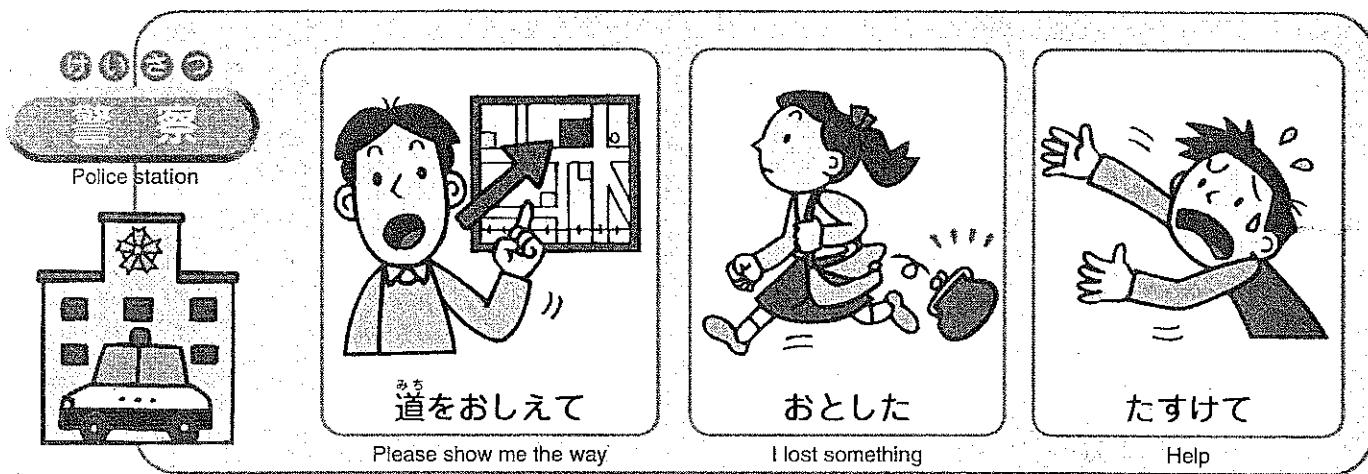
2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

わたしの伝えたいこと

What I want to communicate







ひなんけいかく

ご家族や支援者で話し合い
作成しましょう

わたしの避難計画

作成日：平成 年 月 日()

なまえ お名前				せいべつ 性別	男・女
じゅうしょ 住所					
せいねんがっぴ 生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)			けつえきがた 血液型	型
わたしの状況	(支援が必要な状況)			(移動の状況 車いすなど)	
きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先 (携帯電話)	(氏名)		(続柄)		(連絡先)
(氏名)		(続柄)		(連絡先)	
かかりつけの お医者さん(連絡先)					
いつも使っている くすり					
避難する時 気をつけること					
避難所で 気をつけること					
支援者 (家族など)	(氏名)		(続柄)		(連絡先)
(氏名)		(続柄)		(連絡先)	
避難ルート (自宅から 避難所までの図)				利用している福祉サービス	
			その他気をつけること		
※ 方位を書き込んでください					

